

地方公務員法等の一部改正に伴う会計年度任用職員の設置について

<改正法の趣旨> (令和2年4月1日施行)

⇒特別職および臨時的任用を厳格化、ならびに一般職の非常勤職員の任用等に関する制度を明確化し、処遇改善を図る。

1. 会計年度任用職員制度の概要

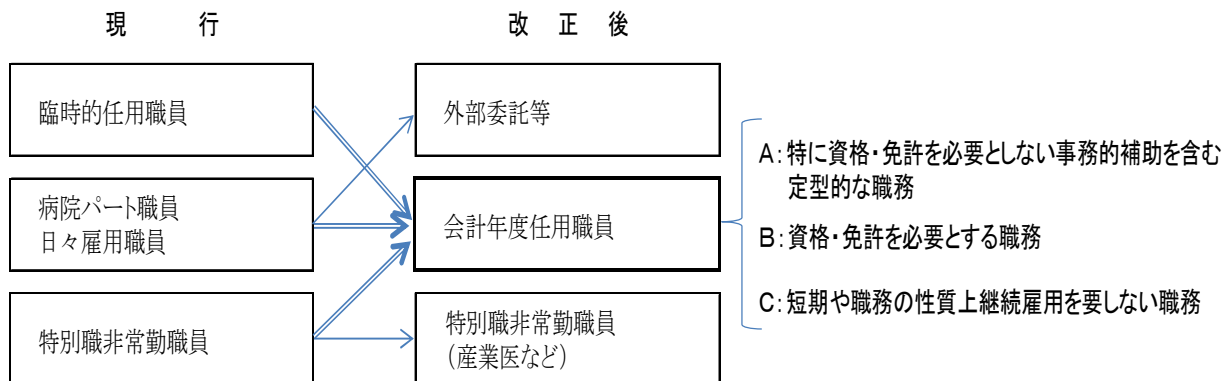
<定義> : 一会計年度を超えない範囲内で置かれる「一般職の非常勤」の職

<任期> : 採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で、任命権者が定める期間

※同一の者が、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て再度任用されること「有」。

<採用> : 適切な募集を行った上で、客観的な能力実証の実施が必要(面接や書類選考等)

<給付> : 従事する職務の内容や責任の程度、地域の実情等を踏まえ適切に決定



2. 病院事業庁における会計年度任用職員の給付内容等

(1) 職務内容および給料の上限額

類似の職務に従事する常勤職員に適用される給料表を基礎として、常勤職員と同様に職務経験等の要素を考慮した上で、勤務時間に応じて給料額を決定(上限設定有り)。

(2) 期末手当

会計年度内での任期が6箇月以上ある者に対して、原則として期末手当を支給する。

(3) 勤務形態

パートタイム(38時間45分未満)での任用を基本(一部の医師等を除く)。週あたりの日数、1日当たりの時間数は複数パターン用意し、現状に応じて柔軟に対応。

現行制度と会計年度任用職員制度の比較表

	臨時的任用職員	病院パート職員	嘱託職員
業務内容	○事務補助	○事務補助 ○資格・専門職としての職務	○専門的職務
勤務時間	38時間45分／週	38時間45分／週未満	原則として 16日／月または 30時間／週以下
任期	6月以内	1年以内	1年以内
募集	公募	公募	原則 公募
※移行時 経過措置			
更新制限	1回(1年上限)	なし	4回
給付	○賃金(日額) ○通勤費相当分	○賃金 (日額または時間額) ○通勤費相当分	○報酬 (月額、日額または時間額) ○通勤費相当分
給料表改定による遡及改定	なし	なし	なし(当年度1月に改定)
人数 (H31.4.1現在)	0人	328人	52人



会計年度任用職員
A:事務補助を含む定型的な職務 B:資格・免許が必要な職務 C:短期や継続雇用を必要としない職務
週38時間45分未満で以下の組合せで複数のパターンを設定 ・週1日～週5日 ・1日当たり3時間55分～7時間45分 ※一部の医師等については、フルタイム会計年度任用職員として任用予定
1年以内
原則 公募 ※ ・現在任用中の病院パート職員および非常勤嘱託員で ・勤務状況が良好であるもの ⇒非公募で面接等の選考により任用
4回(選考、能力実証要)
○給料 ・原則月額(勤務時間に応じた額) ・正規職員の給料表を基礎 (行政職:1級 * 行政職以外については、行政職の考え方を基本とする。) ・前歴を反映して給与決定 ・業務内容に応じて大卒初任給～大卒6年目相当を上限 ○手当 ・地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、その他実績手当 ・期末手当(任期が6月以上) ※退職手当の支給は、一部のフルタイム会計年度任用職員のみ
正規職員と同様に遡及改定
一部の特別職非常勤職員(産業医等)を除き、大部分は会計年度任用職員に移行する予定

※上記によりがたい職は別途個別に設定する。

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の
一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）および地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正により、新たに会計年度任用職員の制度が設けられたこと等に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成 17 年滋賀県条例第 112 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 任期が 6 月に満たない会計年度任用職員等には、期末手当を支給しないこととします。（第 18 条関係）
- (2) 会計年度任用職員には、管理職手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、勤勉手当および災害派遣手当等を支給しないこととし、会計年度任用職員のうち地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる者には、退職手当を支給しないこととします。（第 24 条関係）
- (3) 会計年度任用職員が無給の休暇により勤務しないときは、給与を減額することとします。（第 25 条関係）
- (4) 会計年度任用職員のうち地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者であつて、勤務した日が 18 日以上ある月が引き続いて 6 月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続いて勤務することとされているものには、当分の間、退職手当を支給することとします。（付則関係）
- (5) その他
 - ア この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、イの一部は公布の日から、イの一部は令和元年 12 月 14 日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第17条 省略 (期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日および12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、その在職期間に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、<u>もしくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、または死亡した職員(病院事業庁長が定める職員を除く。)</u>についても、同様とする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 次の各号のいずれかに該当する者には、<u>前項</u>の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、そ</p>	<p>第1条～第17条 省略 (期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日および12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、その在職期間に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し_____、または死亡した職員(病院事業庁長が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p><u>2</u> <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)</u>であつて、<u>次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、期末手当は、支給しない。</u></p> <p>(1) <u>任期が6月に満たない者(病院事業庁長が定める職員を除く。)</u></p> <p>(2) <u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者(以下「第1号会計年度任用職員」という。)(前号に掲げる者を除く。)</u>であつて、<u>1週間当たりの勤務時間が病院事業庁長が定める勤務時間未満のもの</u></p> <p><u>3</u> 次の各号のいずれかに該当する者には、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、そ</p>

の支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 省略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日および12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、または死亡した職員(病院事業庁長が定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

の支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 省略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員_____

(3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日および12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し_____、または死亡した職員(病院事業庁長が定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第20条～第22条 省略

(退職手当)

第23条 省略

2 省略

(1) 省略

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)またはこれに準ずる退職をした者

(3) 省略

3・4 省略

(特定の職員についての適用除外)

第24条 省略

2 省略

(新設)

(給与の減額)

第25条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇_____による場合その他その勤務しないことにつき特に病院事業庁長の承認があった場合を除き、病院事業庁長が別に定めるところにより減額して給与を支給する。

2 省略

第20条～第22条 省略

(退職手当)

第23条 省略

2 省略

(1) 省略

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職_____またはこれに準ずる退職をした者

(3) 省略

3・4 省略

(特定の職員についての適用除外)

第24条 省略

2 省略

3 第5条、第7条、第9条、第11条、第17条および第19条から第22条までの規定は会計年度任用職員について、前条の規定は第1号会計年度任用職員については、適用しない。

(給与の減額)

第25条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇(会計年度任用職員にあつては、有給の休暇)による場合その他その勤務しないことにつき特に病院事業庁長の承認があった場合を除き、病院事業庁長が別に定めるところにより減額して給与を支給する。

2 省略

(臨時または非常勤の職員の給与)

第26条 臨時または非常勤の職員 (_____ 地方公務員
法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)の給与については、この条例の規定にかかわらず、病院事業庁長が予算の範囲内で別に定めるものとする。

第27条～第31条 省略

付 則

1・2 省略

(新設)

以下省略

(_____ 非常勤の職員の給与)

第26条 _____ 非常勤の職員 (会計年度任用職員および地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)の給与については、この条例の規定にかかわらず、病院事業庁長が予算の範囲内で別に定めるものとする。

第27条～第31条 省略

付 則

1・2 省略

3 会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者に対する第23条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「職員が勤続期間6箇月以上で退職した場合または勤続期間6箇月未満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときにその者」とあるのは、「会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者であつて、勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続いて勤務することとされているもの」とする。

以下省略